

光華女子短大

本田弘子

目的 わが国では、婚姻によって夫婦は同姓にならなければならぬ。又、离婚の際、婚姻によって姓を変えた者は、その姓にかえらなければならぬ。氏が家庭名とも考えられた所以である。即ち、氏(姓)は個人の呼び名であると共に、家庭の共同生活体を表わすものである。わが国の現状では、婚姻の際、婦人が姓を変える場合が多く、従って离婚の時には、ほとんどの姓にかえるのは婦人の才が多い。ために仕事でもち、活動しても、それが离婚してもとの姓にかえらねばならぬ時、往々にして不利益を蒙る事が多い。ニラした社会的傾向や、不利益、不电工を考慮する時、婦人の姓ではないが時代名としての婚姻中の姓を稱し、尚、活動を續けて行く事は許さざるべきであると思ふ。今回は、この問題を氏の変更を中心とし、二ケースから考察した。

方法 家庭裁判所への申立事例を取上げ、本題にむづく内容を検討した。

結果 許可工小したものと類型的にまとめる、次のようになった。

- ① 家庭協議の上の権衡を保つ(ほとんどの配偶者の同意を得て二つ)
- ② 社会生活上非常に不利益を蒙つて二つ
- ③ 婚姻中の姓(姓)で离婚後も独立して活動をして二つ
- ④ 永年先の姓を使用して二つ
- ⑤ 婦人の申立てが多め

婦人の社会的地位の向上と共に、ニラした申立ては増加するものと思われる。わが国も、解禁、外國の例に見られるように、婚姻の際も、夫婦の姓は同一でなくとも自由にし、又、离婚の際も、若し一オガ姓を変えたとしても、离婚後の姓の使用訂向が弱るというように制度的に存されるべきである。